

基山町雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制及び有効利用に寄与し、水害防除及び健全な水循環の構築に対する町民意識の向上を図るため、本町において雨水貯留タンクの設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「雨水貯留タンク」とは、建物の屋根に降った雨水を一時的に貯留し、河川又は水路等への流出を抑制するとともに庭木等への散水用水として活用できる施設をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、町内全域とする。

(雨水貯留タンクの基準)

第4条 補助の対象となる雨水貯留タンクは、雨水を貯留するために作られ一般に販売されている既製品とし、次に掲げる基準全てに適合するものでなければならない。

- (1) 直接雨どいから接続し、耐久性があり地上に設置できるもの
- (2) 蓋付きで、雨水以外のものを流入させないもの
- (3) 貯留容量が100リットル以上であるもの
- (4) 雨水貯留タンク内部へ日光を通さないもの
- (5) 未使用であるもの
- (6) 補助対象年度中に購入したもの
- (7) オーバーフローの配管があり、水栓を備えているもの
- (8) 特に町長が認めるもの

(補助金の交付対象者及び要件)

第5条 補助金の交付対象者は、雨水貯留タンクを設置する一戸建ての住宅（店舗等の兼用住宅及び二世帯住宅を含む。以下同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下これらを「戸建住宅等」という。）の所有者及び一戸建ての住宅の使用者とし、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により基山町の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 町税等の滞納をしていないこと。
- (3) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (4) 一戸建ての住宅を借りている者は、賃貸人の承諾が得られること。

2 補助の対象となる雨水貯留タンクの申請は、戸建住宅等1棟につき1基とし、1回限りとする

る。ただし、前回の補助金交付後、7年以上経過している雨水貯留タンクを所有又は設置している者が、新たに雨水貯留タンクを設置する場合は、交付対象とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、雨水貯留タンクの購入価格（製品本体価格と附属品の価格の合計額とし、消費税及び地方消費税を含む額とする。ただし、設置費及び配送費は除く。）の2分の1に相当する額とし、1回の申請で30,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、基山町雨水貯留タンク設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 付近見取図

(2) 雨水貯留タンクの設置予定箇所に係る図面及び写真

(3) 購入予定額が分かる見積書等の書類

(4) 町税等納付状況閲覧承諾書（様式第2号）

(5) 誓約書（様式第3号）

(6) 戸建住宅等の所有者であることを証明する書類（借家に設置する場合にあっては、基山町雨水貯留タンク設置に関する同意書（様式第4号））

(補助金交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、基山町雨水貯留タンク設置補助金交付決定通知書（様式第5号）又は基山町雨水貯留タンク設置補助金不交付決定通知書（様式第6号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、基山町雨水貯留タンク設置変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定により変更承認申請書が提出された場合、町長は基山町雨水貯留タンク設置補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により補助金の交付決定を変更することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助対象者は、補助金交付申請を取り下げようとするときは、基山町雨水貯留タンク設置補助金交付申請取下書（様式第9号）により申請の取下げをすることができる。

(設置の完了報告)

第11条 補助対象者は、雨水貯留タンク設置完了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに基山町雨水貯留タンク設置完了報告書（様式第10号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条の完了報告があったときは、遅滞なく、雨水貯留タンク設置の完了検査を実施し、補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、基山町雨水貯留タンク設置補助金額確定通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の通知を受けた補助対象者は、基山町雨水貯留タンク設置補助金交付請求書（様式第12号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し及び補助金の返還）

第14条 町長は、補助対象者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金交付の要件に違反したとき。

（雨水貯留タンクの管理）

第15条 補助金の交付を受けた者は、雨水貯留タンクを7年以上存続させ、当該雨水貯留タンクが廃止されない限りにおいて、常に良好な状態に維持管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、町長から使用状況等の調査の要求がある場合は、当該調査に協力するものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。